球磨村高校生等教育支援補助金交付要綱

令和５年１２月１３日

教委告示第５号

（趣旨）

第１条　この要綱は、本村に住所を有し、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律第１８号）第２条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）に通学する生徒及び下宿等を利用して高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、本村の将来を担う人材育成及び切れ目ない子育て支援を実施するため、当該保護者に対する補助金の交付に関し、球磨村補助金等交付規則（平成３年球磨村規則第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の全てを満たす者とする。

（１）球磨村に居住しており、高等学校等に在籍している生徒の保護者であること。

（２）村税等に滞納がないこと。

（補助対象期間）

第３条　補助の対象期間は、生徒が高等学校等に入学した年度から正規の最短就学期間が終了する年度までとする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、高等学校等に在籍している生徒１人につき月額５，０００円を上限とする。

（交付申請）

第５条　申請者は、球磨村高校生等教育支援補助金交付申請書（様式第１号）に必要書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（交付決定）

第６条　村長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、球磨村高校生等教育支援補助金交付決定通知書（様式第２号）又は球磨村高校生等教育支援補助金申請却下通知書（様式第３号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付請求）

第７条　申請者は、補助金の請求をしようとするときは、球磨村高校生等教育支援補助金請求書（様式第４号）を村長に提出しなければならない。

２　村長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第８条　村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）虚偽等の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）その他、村長が不当と認めたとき。

２　村長は、前項の規定による補助金の返還を求めるときは、球磨村高校生等教育支援補助金返還命令書（様式第５号）により交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

　　　附　則

１　この告示は、令和５年１２月１３日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

２　令和５年３月３１日以前に高等学校等に入学した生徒の保護者に関する第３条の規定の適用については、同条中「生徒が高等学校等に入学した年度」とあるのは、「令和５年度」とする。

様式第１号（第５条関係）

球磨村高校生等教育支援補助金交付申請書

　　年　　月　　日

　球磨村長　様

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

　球磨村高校生等教育支援補助金の交付を受けたいので、球磨村高校生等教育支援補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　対象生徒 | 氏名 |  | 学校名 |  |
| 学年 |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| ２　補助金交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（内訳　月額5,000円×在籍期間　　　月） |
| ３　添付書類 | ・在学していることが分かる書類（在学証明書等）・村税等納付状況証明願・その他村長が必要と認める書類 |

誓約・同意事項（☑を付けてください。）

|  |
| --- |
| □　補助対象の要件に該当しないことが判明した場合、又は申請内容に虚偽等の不正が判明した場合には、補助金を返還します。申請者氏名　　　　　　　　　　　　印　 |

様式第２号（第６条関係）

球磨村高校生等教育支援補助金交付決定通知書

球教委第　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

球磨村長

　　　　年　　月　　日付けで申請のありましたこのことについて、球磨村高校生等教育支援補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　補助金交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |

様式第３号（第６条関係）

球磨村高校生等教育支援補助金申請却下通知書

球教委第　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

球磨村長

　　　　年　　月　　日付けで申請のありましたこのことについて、球磨村高校生等教育支援補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり申請を却下しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　申請却下の理由 |  |

様式第４号（第７条関係）

球磨村高校生等教育支援補助金請求書

　　年　　月　　日

　球磨村長　様

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

　　　　年　　　月　　　日付け球教委第　　　　号で交付の決定を受けた球磨村高校生等教育支援補助金について、球磨村高校生等教育支援補助金交付要綱第７条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 銀行金庫組合　  | 本店支店出張所 |
| 口座種別 | 普通 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |
| ※申請者と口座名義人が異なる場合、申請者の署名、押印をお願いします。 | 私は、上記の口座への振り込みを承認します。氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印※申請者本人自署 |

様式第５号（第８条関係）

球磨村高校生等教育支援補助金返還命令書

球教委第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

球磨村長

　　　　年　　月　　日付け球教委第　　　　号で交付の決定のあったこのことについて、球磨村高校生等教育支援補助金交付要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり補助金の交付の決定を取り消し、返還を命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　補助金交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| ２　補助金返還額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| ３　取消しの理由 |  |